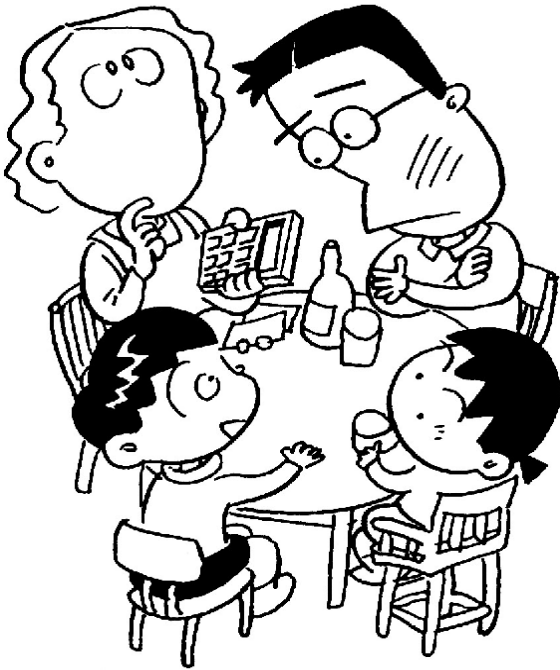


チャレンジ最賃！

「2018年最低賃金体験運動」 実施マニュアル



○ 【最賃体験の心得】 ○

S 酒の誘いはすべてNO！

A 明日を考えるとにかく節約！

I 愛にお金は必要なし！

C 調子悪けりゃ気合で治せ！

H 欲しいものは見るだけガマン！

I 移動は徒歩かチャリンコで！

N 日曜は出かけず断食を！

2018年1月

いわて労連・いわてパート臨時労組連絡会

1 「サイチン」って？

2 最低賃金の金額は？

3 なぜ「最賃体験」にとりくむの？

1 「サイチン」って？

最低賃金（最賃：サイチン）とは、国が「最低賃金法」にもとづいて「これ以上低い賃金で働かせてはいけません！」という最低限度の賃金額で、正規労働者はもちろん、パートやアルバイト、派遣など、雇用形態に関わらず、すべての労働者に適用されます。

賃金は、雇い主が好きなように決めていいということではなく、働く人の生計費が考慮されなければなりません。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条）や、働く人の賃金・労働条件は「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」（労働基準法第1条）という最低規制があるからです。もし最賃以下で働いていた場合、雇い主に最賃との差額を支払わせることができます。

2 最低賃金の金額は？

最賃には①各都道府県で定められている「地方別最低賃金」と、②印刷業や電気機器製造業など特定の産業について定められる「産業別最低賃金」があります。岩手県の地域別最低賃金は、時間額738円です。この金額ではフルタイムで働いても月収12万円程度にしかならず、私たちが加盟する全労連が試算した最低生計費（全国どこでも月額23万円）を大きく下回ってしまいます。最低生計費を時間額で計算すると約1500円となりますが、私たちは当面、最低賃金を時給1000円以上に引き上げることを訴えています。

3 なぜ「最賃体験」にとりくむの？

「ワーキングプア」「格差社会」などが社会問題として取り上げられています。その背景にはこの間正規労働者が減少し、非正規労働者が増加するという大きな変化がありました。結果、青年では2人に1人が非正規雇用労働者となり、フリーターの半数以上が年収100万円未満と低収入が増加しました。これでは青年が自立して生活できないばかりか、少子化や社会保障の空洞化が進み、社会が成り立たなくなってしまう。

「最賃体験」は、実際に最賃の金額で生活してみることを通して「最賃が低すぎる」実態を明らかにし、引き上げを求める取り組みです。最低水準の引き上げはフリーターやアルバイトだけでなく、働く人すべての賃金引上げ、ひいては社会全体が潤うことにつながります。「最賃額1,000円以上になれば経済効果は約2兆6千億円」という試算もされています（労働総研07年2月発表）。

■ 最賃体験の実施要綱

1) 実施期間 2018年2月1日(木)～3月3日(土)

2) スケジュール

- 2月 1日(木) 生活体験開始
- 2月 8日(木) 「中間報告①」提出(体験7日間分の報告) 7日間コース終了
- 2月15日(木) 「中間報告②」提出(体験15日間分の報告) 15日間コース終了
- 3月 3日(土) 生活体験終了・体験報告提出
- 3月下旬 集計結果のまとめ
- 4月 結果報告記者会見・終了集会

3) 家計簿記入と集計作業

- ① 家計簿記入要綱 後述「記入要領」「費目内訳一覧」「Q&A」を参照
- ② 個人ごとの集計
「集計表(その1、その2)」に1ヶ月の家計結果を集計
- ③ いわて労連に報告・提出するもの
 - ・家計簿集計表(その1)
 - ・家計簿集計表(その2)
- ④ その他
 - (1) コースに応じて、ささやかな参加賞を準備します!
 - (2) 途中で投げ出したりせず、奮起するためにも「生活体験挑戦中」であることを職場の仲間や家族にアピールしましょう。

■ コース別最賃体験賃金表

以下のコースから挑戦するコースを選択します。岩手県最低賃金738円

	7日間コース	15日間コース	31日間コース
①賃金額	28,963円	62,063円	128,264円
②税・社会保険料	4,836円	10,364円	21,420円
③手取り額 (①-②)	24,127円	51,699円	106,844円
家賃 (住居関係費となります)	7,910円	16,950円	35,000円

最賃生活体験期間：2月 1日（木）～3月 3日（土）

○ 7日間コース 2月 1日（木）～2月 8日（木）

○ 15日間コース 2月 1日（水）～2月15日（木）

○ 31日間コース 2月 1日（水）～3月 3日（土）

* 最賃生活体験期間内であれば、コースごとの日にちはずれてもかまいません。

■ 家計簿記入の心得

(1) 溜めずに毎日記入することが長続きのコツです。都合で家計簿に記入できない時は、メモしておくようにしましょう。毎日の日記・感想も忘れずに書き留めましょう。

(2) 体験に入る前に買い置きした食料品、雑貨類で、体験期間中に利用したものは、金額換算して支出に含めてください。実家から送られた食料や衣類も同様にしてください。

(3) 「内訳費目」は細かく書くほうが望ましいのですが、それができない場合でも「大費目（雑貨Iなど）には必ず記入しましょう。あとで集計しやすくなります。

(4) パソコンがある方は、活用することをおすすめします。

(5) 体験期間中は、なるべく「おごってもらわないこと」が基本ですが、おごってもらった場合は、金額を割り出して記入してください。

(6) 食事の内容は、大雑把でも書き留めておきましょう（ハンバーグ弁当、ラーメン・ライスなど）。標準生計費2世帯以上で挑戦している人は、自分の分だけで結構です。

(7) 「費目内訳」を参照して、計上もれのないようにしましょう。この時期必需品の水道光熱費の灯油も加えてください（自分がストーブを使用した分を基準として算出するなど、工夫してください）。精度の高いデータにするために、面倒でも計上しましょう。

(8) 細かい費目の扱いについては、「記入Q&A」をごらんください。その他ご不明な点は、所属の労働組合または、いわて労連（TEL 019—625—9191）までお問い合わせください。

